

地方公営企業法の適用に関する実務研究会（第1回）

1 開催日時等

- 開催日時： 平成26年6月17日（火）13:30～15:30
- 場 所： 砂防会館別館B（シェーンバッハ・サボー）
3階 六甲会議室
- 出席者： 鈴木座長、金子委員、川崎委員、小室委員、
高橋委員、藤森委員、
村中大臣官房審議官、米田公営企業課長、
廣澤公営企業経営室長、大沢準公営企業室長、
公営企業課藤原課長補佐 他

2 議題

- (1) 資料説明
- (2) 事例発表
- (3) 意見交換

3 配布資料

- (資料1) 「地方公営企業法の適用に関する実務研究会」開催要綱
- (資料2) 研究会スケジュール
- (資料3) 地方公営企業の法適化をめぐる現状と課題
- (資料4) 地方公営企業法の適用に係る検討について

北海道勇払郡安平町提出資料
岡山県備前市提出資料

4 座長の選出

鈴木委員を本研究会の座長に選出

5 次回研究会日程

第2回研究会については、平成26年6月26日（木）10:00からとする。

6 概要

(1) 事務局より資料1～4について説明

(2) 安平町、備前市から事例発表

(3) 出席者等からの主な意見

- ・ 会計的・監査的に許容しうる精度での登録単位の設定、法適用後の経営・資産更新等への活用を見据えた整備、過度の負担を伴わない作業手順とスケジュールの視点は非常に重要である。
- ・ 固定資産台帳は何のために作るのか、しっかりと理解をしてもらう必要があり、手引きは啓蒙的な意味合いもある。作るだけではなく、公営企業の経営、アセットマネジメントに活用するというを示していくことが必要ではないか。
- ・ 固定資産の台帳整備の目的が、料金原価の算定の基礎情報の精度を高めることにあるのであれば、今の料金制度において料金原価が料金に高い精度で反映されているかどうかで、固定資産台帳の精度も決まってくるのではないか。
- ・ 固定資産情報の整備に関して、標準か簡易かという話ではなくて、一定の幅のある中でどういったものが一般的に考えられるかという1つの手法だと理解している。考えるに当たっては、公営企業間の比較可能性、資産管理システムとの連携、固定資産の管理、老朽化度合の把握、法適用後のメンテナンスなどが情報として整備できるようなものを考えなければならない。
- ・ 法適用移行後の台帳整備の基本は、取得や撤去する資産の内容を、固定資産台帳の中に、実態を表す形で記帳していくことであるので、異動のタイミングでは、異動情報がある程度実態に即した形で記帳されていくことが必要。
- ・ 望ましい標準的な手続きをベースとしながらも、広く数多くの公営企業の皆さんに推進していく内容になるので、自治体の過度の事務負担を軽減するために、可能な限り具体的な事例を示して、移行時の特例処理を認めるという形での固定資産台帳の整備方針、実務手引きを定めるべきではないか。
- ・ 過去何十年分もの情報を標準的な方法で詳しく台帳に整備するというのはかなりの手間と詳しい知識があるので、簡単な方法も認めるべきではないか。
- ・ 固定資産の精度については、あまり細か過ぎると、更新時の処理において事務負担が過大になるので、基本的な入力項目が示されれば作業はしやすくなる。

- 委託費について、標準的なもの、必要最小限のものが示されれば、導入しやすいのではないか。
- 固定資産台帳が整備されれば、そこに書いてあるものが現実のものとして存在して把握ができることが大前提であるので、不明な資産があった場合の取扱いの例示や考え方を出していくことが必要ではないか。
- 不明資産の処理についての規則が存在するが、これは比較的古い時期に作られているので、これが今日に現実的に適用できるのかどうか検討した方が良いのではないか。
- 固定資産台帳システムと資産管理システムとの連携について、一元化の是非の議論があったが、両方のシステムの連携、コードのようなもので紐付けをするなどの対応が現実的ではないかと考える。
- 法適化をすると減価償却累計額が0でスタートするが、これでは貸借対照表上、老朽化度合の把握ができなくなり、非常に新しい資産ばかりのように見えてしまうので、既存の法適化団体への配慮も必要ではあるが、見直しを含めて検討した方が良いのではないか。